社会福祉法人南陽市社会福祉協議会広告掲載に関する要綱

（趣旨）

1. この要綱は、新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、社会福祉法人南陽市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の広報媒体等に民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

（広告媒体の種類）

1. 広告を掲載する広告媒体は、次に揚げるものとする。
2. 社協だより『あい』
3. 本会ホームページ
4. その他会長が定めるもの

（掲載できない広告の範囲）

1. 次の各号のいずれかに該当する広告は、掲載しない。
2. 本会の広告媒体としての公共性及び品位を損なう恐れのあるもの
3. 公衆に不快感又は危害を与える恐れがあるもの
4. 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
5. 法令等（本会の規程等を含む。）に違反するもの又はその恐れがあるもの
6. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条に掲げる営業に該当するもの
7. 貸金業、投機的商品及び出資金に関するもの
8. 政治活動又は宗教活動に関するもの
9. 個人又は団体の主義主張に関するもの
10. 個人の宣伝に関するもの

(10) その他会長が不適当と認めるもの

(広告掲載の優先順位)

1. 広告を掲載する優先順位は、次に掲げる順序とし、同一の順位の中で申込が募集枠を超えたときは、抽選により決定するものとする。
2. 第1順位　公益法人及びそれに類するもの
3. 第２順位　私企業のうち、本会の特別賛助会員で市内に事業所を有するもの
4. 第３順位　前2号に該当しないもの

（広告の規格及び料金）

1. 広告掲載場所又は規格は、別表１の通りとする。

２　広告掲載の回数、期間及び料金は、別表２の通りとする

（広告の募集）

1. 広告の募集は、社協だより及び本会ホームページ等により行うものとする。

（広告掲載の申し込み）

1. 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）に広告の原稿案を添えて、本会に申し込むものとする

（広告掲載の決定等）

1. 会長は、前項の規定による申し込みがあったときは、掲載申し込みに係る広告掲載の可否を決定するものとする。広告掲載を決定したときは、広告掲載・不掲載決定事項通知書（様式第2号）により、掲載申込者に通知するものとする。

(広告掲載料の納入)

1. 広告主は、指定する期日までに、第５条第２項に定める広告掲載料を一括して前納するものとする。ただし、会長が特に認めたときはこの限りではない。

（広告掲載料の返還）

第１０条　既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告主の責によらない理由により掲載することができなかったときは、その一部又は全額を返還するものとする。

（広告主の責任等）

第１１条　広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

２　版下原稿又はデータの作成費用は、広告主の負担とする。

（広告掲載の取り消し）

第１２条　会長は、広告主が次の各号いずれかに該当するときは、当該広告の掲載の決定を取り消すことができる。

1. 編集上、支障があるとき。
2. 広告掲載料を指定する期日までに納入しなかったとき。
3. 広告掲載決定後、第３条各号のいずれかに該当することが判明したとき。
4. その他、会長が必要と認めたとき。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則　この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

別表１（第５条第１項関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 広告媒体 | 区　分 | 内　　　　　容 |
| 社協だより『あい』  ※年3回発行（7月/12月/3月）  印刷部数：12,000部(全戸配布) | 大きさ | 1. １枠　縦55mm×横85mm 2. １枠　縦28mm×横85mm |
| 掲載場所 | 本会の指定する位置 |
| 入稿形式 | 完全版下入稿 |
| ホームページ | 形式 | バナー広告 |
| 大きさ | 縦60×横120ピクセル |
| データ種類 | GIF(アニメーション可)、JPEG、PNG  形式 |
| データ容量 | ４KB以内 |
| 掲載場所 | 本会の指定する位置 |
| 入稿形式 | 完全データ入稿 |

別表２（第５条第２項関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 広告媒体 | 区　分 | 金額 |
| 社協だより『あい』 | １回 | 1. 10,000円 2. 5,000円 |
| ホームページ | １ヶ月 | ５,000円 |
| ６ヶ月 | 24,000円 |
| 12ヶ月 | 36,000円 |

様式第1号（第７条関係）

広 告 掲 載 申 込 書

年　　月　　日

社会福祉法人　南陽市社会福祉協議会会長　宛

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者役職名・氏名

電話　　　　 　　　 FAX

　社会福祉法人南陽市社会福祉協議会広告掲載に関する要綱第７条の規程に基づき、広告の原稿を添えて、下記の通り申し込みます。

　なお、申し込みにあたっては、同要綱の内容を遵守します。

記

　希望される広告媒体及び掲載サイズ、期間について○で囲み、掲載希望月をご記入下さい。

　　１　社協だより『あい』

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 掲載サイズ | 料金(１回) | 希望掲載月 |
| 縦55mm×85mm | 10,000円 | 7月 ・ 12月 ・ 3月 ・ 年３回 |
| 縦28mm×85mm | 5,000円 | 7月 ・ 12月 ・ 3月 ・ 年３回 |

　　※掲載内容変更　1号ごとに原稿を変更（　する　・　しない　）

　　２　ホームページ　（　１ヶ月　・　６ヶ月　・　１２ヶ月　）

（注）１　原稿が既にある場合は、印刷した原稿を、ない場合にはその概要がわかる

ものを添付してください。

様式第２号（第８条関係）

広告掲載・不掲載決定通知書

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　社会福祉法人

南陽市社会福祉協議会

会長　大　沼　豊　広

社会福祉法人南陽市社会福祉協議会広告掲載に関する要綱第８条の規定により、下記の通り決定しましたので通知します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １．決定区分 | * 掲載を許可します。 * 掲載を許可しません。 |
| 掲載を許可しない場合の理由 |
| ２．掲載期日・期間 | ( 社協だより )　 7月 ・ 12月 ・ 3月 ・ 年３回 |
| (ホームページ)　令和　年　月　日　〜令和　年　月　日 |
| ３．広告掲載料 | 金　　　　　　　　　円  ※支払期日　　令和　　年　　月　　日  ※振 込 先  山形銀行宮内支店　普通口座　００３５９５５  　社会福祉法人南陽市社会福祉協議会  会　長　大沼豊広 |

　　※掲載にあたっては、社会福祉法人南陽市社会福祉協議会広告掲載に関する要綱の

内容を遵守してください。